

事務連絡
令和3年12月2日

各

都道府県
市町村
特別区

 衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室
外務省大臣官房儀典外国公館室

外交官等の「外交」及び「公用」の在留資格を有する者への新型コロナウイルス感染症ワクチンの追加接種（3回目接種）について

外交官等の「外交」及び「公用」の在留資格を有する者の新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の取扱いについては、「外交官等の「外交」及び「公用」の在留資格を有する者への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について」（令和3年3月30日付け事務連絡）及び「外交官等の「外交」及び「公用」の在留資格を有する者（「基礎疾患を有する者」及び「一般の者」）への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について」（令和3年5月17日付け事務連絡）において具体的な事務取扱をお示ししています。

今般、外務省から大使館、領事館及び国際機関（以下「大使館等」という。）に対して、11月30日付けで、別添のとおり、外交官等の「外交」及び「公用」の在留資格を有する者の追加接種に係る接種券の申請等の手続を案内しましたので、貴部（局）におかれましてはこれを御了知の上、大使館等から追加接種の接種券の申請があった際は、本事務連絡に基づき対応いただきますようお願いいたします。なお、追加接種の接種券の申請に係る手続は初回接種（1、2回目接種）と同様であり、大使館等の単位で追加接種希望者を取りまとめ、当該大使館等の所在する市区町村に申請を行うことを原則としています。

(別添)

新型コロナウイルス感染症ワクチンの追加接種(3回目接種)に関する在京大使館等向け回章の概要

【本文】

- 外交官、領事官、国際機関の職員等の「外交」及び「公用」の在留資格を有する者の新型コロナウイルス感染症ワクチンの追加接種(3回目接種)について案内する。
- 追加接種は、ワクチンの2回目の接種から原則8か月以上経過した者であって、18歳以上のものを対象としている。追加接種の実施期間は、令和3年12月1日から令和4年9月30日までである。
- 追加接種用の接種券の申請の手続は、3月29日付け回章及び5月17日付け回章で案内した手続と基本的には同様である。ただし、次の点に留意願いたい。
 - ・接種間隔については、2回目の接種から原則8か月以上である。
 - ・2回目の接種から6か月以上の間隔をおかずに追加接種を受けた場合、予防接種法に基づく臨時接種とは認められない。
 - ・予防接種法上の臨時接種の枠組みで初回接種(1、2回目接種)を受けた者のほか、海外で初回接種(1、2回目接種)を受けた者等についても、ファイザー社、武田／モデルナ社又はアストラゼネカ社の新型コロナワクチンを2回接種している場合に限り、追加接種の対象となる。
 - ・初回接種(1、2回目接種)で使用したワクチンの種類(ファイザー社、武田／モデルナ社又はアストラゼネカ社)にかかわらず、追加接種に用いるワクチンは、現時点ではファイザー社のものである。なお、今後薬事承認される場合には、他の種類のワクチンが使用される可能性がある。
 - ・大使館等から市区町村宛ての接種券(追加接種用)の申請に係るカバーレターひな型【別添4】、新型コロナウイルス感染症ワクチンの追加接種を希望する者のリスト【別添5】及び大使館等から市区町村宛ての接種券(追加接種用)の個人申請の時の館員等の身分を通報するカバーレターひな型【別添6】は、上記の回章の別添から変更された。
- 追加接種の手続の詳細は、【別添1】に記載のとおり。
- 外務省は、引き続き、円滑かつ効率的なワクチン接種の実現のために、大使館、領事館及び国際機関に対し、組織単位でワクチン接種を希望する「外交」及び「公用」の在留資格を有する者を取りまとめ、市区町村に接種券を申請すること、また、これらの者のワクチン接種に当たって日本語を解する職員や通訳を同行させることを要請する。
- 外務省と厚生労働省及び地方自治体等の関係機関との間の連携及び協力の円滑化のため、接種券の申請に当たり市区町村に提出した文書を専用メールアドレス(dm.vaccine@mofa.go.jp)宛てに送付する必要があることを想起する。

○令和3年11月30日発出。

【別添1】追加接種(3回目接種)に係る手続の詳細(令和3年11月30日時点)

【別添2】外交官等へのワクチン接種チャート

【別添3】在留許可及び在留期間

【別添4】大使館等から市区町村宛ての接種券(追加接種用)の申請に係るカバーレターひな型

【別添5】新型コロナウイルス感染症ワクチンの追加接種を希望する者のリスト

【別添6】大使館等から市区町村宛ての接種券(追加接種用)の個人申請の時の館員等の身分を通報するカバーレターひな型

(仮訳)

【別添1】追加接種(3回目)に係る手続の詳細(令和3年11月30日時点)

1 大使館、領事館及び国際機関が取りまとめる接種対象

次の全ての要件を満たす者について、ワクチン接種希望者を取りまとめる必要がある。

(1)「外交」及び「公用」の在留資格を有する者

「外交」及び「公用」の在留資格を有する者については、住民基本台帳に記載がないため、市区町村に接種券を申請する必要がある。一般に、外交官、領事官、大使館、領事館及び国際機関の職員、外国の政府機関(例:文化センター、貿易投資事務所)の職員並びにこれらの者の家族の構成員が該当し得る。各人の旅券に貼付された在留資格【別添3】を確認するよう要請する。

「外交」及び「公用」以外の在留資格を有する者(例えば「研究」「教育」「技術・人文知識・国際業務」等の在留資格を有する者)及び日本国籍を有する者(在留資格を有さない)は、住民基本台帳法に従って転入又は転居に際して市区町村に届出を行うこととなっており、住民基本台帳に記載されている。これらの者については、居住地の市区町村から接種券が配布される。これらの者については、市区町村の事務の混乱を避けるため、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種を希望する者のリスト【別添5】に含めないよう要請する。

(注1)「外交」の在留資格は、一般に「日本国政府が接受する外国政府の外交使節団若しくは領事機関の構成員、条約若しくは国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者又はこれらの者と同一の世帯に属する家族の構成員」に決定され得る。

(注2)「公用」の在留資格は、一般に「日本国政府の承認した外国政府若しくは国際機関の公務に従事する者又はその者と同一の世帯に属する家族の構成員」に決定され得る。

(2)3月を超える在留期間を決定された者

上記(1)のうち、「外交活動を行う期間」「5年」「3年」又は「1年」の在留期間が決定された者。

各人の旅券に貼付された在留期間【別添3】を確認するよう要請する。

(3)18歳以上の者

ワクチン接種日に18歳以上の者(現時点で接種日が決まっていないため、2004年9月30日以前に出生した者(厚労省の定める接種期間である2022年9月末までに18歳以上になる者)の接種希望を取りまとめる。)

(4)次のいずれかの者(日本国籍を有する者を除く。)

ア 大使館又は領事館の派遣国の国籍を有する者

イ 大使館、領事館又は国際機関の職員(第三国の国籍を有する者を含む。)

ウ 上記ア又はイの者と同一の世帯に属する家族の構成員(第三国の国籍を有する者を含む。)

(5) 2回目の接種から8か月以上経過した者

ファイザー社、武田／モデルナ社又はアストラゼネカ社の新型コロナワクチンの2回目の接種から原則として8か月以上経過した者（国内又は海外で接種したかを問わない。）。

2回目の接種から6か月以上の間隔をおかずに3回目を接種した場合、予防接種法に基づく接種とは認められず、予防接種健康被害救済制度や接種証明書の発行の対象とはならない。2回目の接種から3回目の接種まで8か月以上の間隔を確保するよう要請する。

2 大使館、領事館及び国際機関による取りまとめ作業について

大使館、領事館及び国際機関は、原則として組織単位で、上記1に該当するワクチン接種希望者を取りまとめ、「新型コロナウイルス感染症ワクチンの追加接種を希望する者のリスト」【別添5】に記載する必要がある。

(1) 申請機関(Applying Organisation)

原則として、在本邦の大使館、領事館及び国際機関のみが「外交」及び「公用」の在留資格を有する者のために接種券を申請することができる「申請機関」である。大使館は、文化センター、投資貿易代表部等の自国の政府機関の職員であって、「公用」の在留資格を有するものについても、ワクチン接種希望を取りまとめるよう要請する。

(2) 自国民への周知

大使館、領事館及び国際機関は、上記1に該当する者に本件ワクチン接種手続を周知願いたい。大使館及び領事館に対して、特に、日本国内に滞在する派遣国の国籍を有する者であって、上記1に該当するものについてワクチン接種の希望を聴取するよう要請する。なお、市区町村は、「外交」及び「公用」の在留資格を有する者からワクチン接種に関する個別の照会がある場合には、当該者に対して自国の大使館と連絡をとるよう助言することとなっている。

(3) 領事館の役割

領事館は、原則として、その所在地の市区町村において接種を希望する自国の国籍を有する者(上記1に該当する者)について、組織単位でワクチン接種を希望する者を取りまとめ、その所在地の市区町村に接種券を申請する必要がある(当該市区町村以外では接種券の申請を受け付けない。)。ワクチン接種は、領事館の所在地の市区町村において実施される。例えば、在大阪総領事館は、大阪市において接種を希望する領事官等を取りまとめて、同市役所(又は区役所)に接種券を申請し、同市の医療機関においてワクチン接種が実施される。

3 大使館、領事館及び国際機関による地方自治体への接種券の申請

大使館、領事館及び国際機関は、その所在する市区町村に以下(1)の所定の書類とともに接種券を申請する必要がある。例えば、港区に所在する大使館は、港区役所に接種券を申請する。

(1) 所定の書類

大使館、領事館又は国際機関の代表者は、次の3種類の文書を市区町村に提出する。下記ア及びイの書類については、指定の様式を用いて作成願いたい(同様式(電子データ)は、大使館、領事館又は国際機関から請求を受け、外務省から送付するので、まずは送付請求メールを外務省専用メールアドレス(dm.vaccine@mofa.go.jp)宛てに送付願いたい。)。申請方法(郵送又は窓口申請)、申請先については、市区町村に照会願いたい。また、これらの文書(下記イについてはエクセルファイルの電子データ)を市区町村に提出したら、外務省専用メールアドレス(dm.vaccine@mofa.go.jp)宛てにも送付願いたい。

ア 大使館等から市区町村宛ての接種券(追加接種用)の申請に係るカバーレター【別添4】

英語部分を削除し、日本語のみで記入することが望ましい。英語による記入を希望する場合には、日本語を併記すること。

イ 新型コロナウイルス感染症ワクチンの追加接種を希望する者のリスト【別添5】

市区町村から別途電子データの提出を求められることがある。リストの記入項目である「申請機関におけるワクチン接種担当者」は、市区町村と直接連絡をとることができる日本語を解する者であることが望ましい。必ずしも、ワクチン接種希望者や「外交」又は「公用」の在留資格を有する者である必要はなく、現地採用職員や日本国民であっても構わない。

ウ ワクチン接種希望者の旅券のページの写し((a)人定事項(氏名、旅券番号、国籍、生年月日、性別等)が記載された見開きページ並びに(b)在留資格及び在留期間が記載された上陸許可、在留資格取得許可又は在留資格変更許可の証印が貼付された見開きページ)(在留許可及び在留期間については【別添3】参照)

(2) 接種券の受取

接種券の受取の方法(大使館、領事館及び国際機関への郵送又は手交)及び時期については、市区町村にて照会願いたい。なお、市区町村における接種券の発行には少なくとも数日を要することをご了知おき願いたい。

4 個人による接種券の申請

上記1に該当するワクチン接種希望者は、例外的な場合においてのみ、個人単位で居住地又は勤務地の市区町村に接種券を申請することができる。

(※)「例外的な場合」は、上記1に該当するワクチン接種希望者が大使館、領事館又は国際機関が所在する市区町村から遠方に居住する場合である。

(1) 所定の書類

上記1に該当するワクチン接種希望者は、次の3種類の文書を市区町村の申請窓口¹に物理的に提出する。下記ア及びイの書類については、指定の様式を用いて作成願いたい(同様式(電子データ)は、大使館、領事館又は国際機関から請求を受け、外務省から送付するので、まずは送付請求メールを外務省専用メールアドレス(dm.vaccine@mofa.go.jp)宛てに送付願いたい。)。また、これらの文書(下記イについてはエクセルファイルの電子データ)を市区町村に提出したら、外務省専用メールアドレス(dm.vaccine@mofa.go.jp)宛てにも送付願いたい。

ア 大使館等から市区町村宛ての接種券(追加接種用)の個人申請の時の館員等の身分を通報するカバーレター【別添6】

英語部分を削除し、日本語のみで記入することが望ましい。英語による記入を希望する場合には、日本語を併記すること。自国民から要請がある場合には、大使館又は領事館がカバーレターを作成するよう要請する。

イ 新型コロナウイルス感染症ワクチンの追加接種を希望する者のリスト【別添5】

同一の国籍を有するワクチン接種希望者が同一の市区町村に複数居住する場合には(例えば家族の構成員)、一つのリストにまとめることが望ましい。市区町村から別途電子データの提出を求められることがある。リストの記入項目である「申請機関におけるワクチン接種担当者」は、市区町村と直接連絡をとることができる日本語を解する者であることが望ましい。必ずしも、ワクチン接種希望者や「外交」又は「公用」の在留資格を有する者である必要はなく、現地採用職員や日本国民であっても構わない。

ウ ワクチン接種希望者の旅券のページの写し((a)人定事項(氏名、旅券番号、国籍、生年月日、性別等)が記載された見開きページ並びに(b)在留資格及び在留期間が記載された上陸許可、在留資格取得許可又は在留資格変更許可の証印が貼付された見開きページ)(在留許可及び在留期間については【別添3】参照)

(2) 接種券の受取

接種券の受取方法(郵送又は手交)については、市区町村の窓口にて確認願いたい。なお、市区町村における接種券の発行には少なくとも数日を要することをご了知願いたい。

5 医療機関へのワクチン接種予約

大使館、領事館及び国際機関は、接種券の受取後、所在する市区町村が案内する指定医療機関(複数形)のいずれかにおけるワクチン接種を予約する必要がある。3回目の接種日は、2回目の接種から原則8か月以上経過した日に予約するよう留意願いたい。

(1)市区町村のHP

医療機関(住所、営業時間等)、接種方法(集団接種又は個別接種の別)、ワクチンの種類、予約方法(電話又はインターネットの別)等の情報は、市区町村に確認願いたい。これらの情報は、各市区町村のHPに掲載される。

(2)グループ接種

円滑かつ効率的なワクチン接種のため、ワクチン接種希望者の日程を調整し、グループ単位で予約して、ワクチン接種時に大使館、領事館又は国際機関から日本語を解する者又は通訳を同行させるよう要請する(通訳の費用が発生する場合には、大使館、領事館又は国際機関にて負担することとなる)。

6 医療機関におけるワクチン接種

ワクチン接種希望者は、予約した日時に医療機関においてワクチン接種を受ける。各市区町村及び医療機関の案内に従うようお願いしたい。

(1) 通訳の同行

ワクチン接種会場には、英語を解する者が常に配置されているわけではないので、大使館、領事館又は国際機関が日本語を解する者又は通訳の同行を確保するよう要請する。

(2) 持参する物

(a) 追加接種用の接種券(注)(b)接種済証(市区町村から送付される封筒に接種券とともに同封されている。) 及び(c)旅券

(注)接種券と予診票が一体型。予診票を事前に記入していることが望ましい。

(3) 人定確認

旅券の(a)人定事項(氏名、旅券番号、国籍、生年月日、性別等)が記載された見開きページ並びに(b)在留資格及び在留期間が記載された上陸許可、在留資格取得許可又は在留資格変更許可の証印が貼付された見開きページの提示を求められることがある。

(4) 15分以上の待機

ワクチン接種後、経過観察のため15分以上、接種を受けた医療機関において待機する必要がある。過去にアナフィラキシーを含む重いアレルギー症状を起こしたことがある者や、採血等で気分が悪くなったり、失神等を起こしたことがある者は、30分ほど待機する必要がある。

7 ワクチン接種後

(1) 接種済証

ワクチン接種後に接種済証が発行されるが、各被接種者が保存する必要がある。

(2) 副反応の疑い

接種後に副反応が疑われる症状が生じた場合には、ワクチンを受けた医療機関やかかりつけ医などに相談するよう推奨する。診察に当たっては大使館、領事館又は国際機関が日本語を解する職員又は通訳による支援を行うよう要請する。

(3) 予防接種健康被害救済制度

新型コロナワクチンの予防接種によって健康被害が生じた場合にも、予防接種法に基づく救済(医療費・障害年金等の給付)を受けることができる(注)。申請に必要な手続き等については、接種を受けた市区町村に相談するよう要請する。申請に当たっては、大使館、領事館又は国際機関が日本語を解する職員又は通訳による支援を行うよう要請する。

(注)2回目の接種から6か月以上の間隔をおかずに3回目を接種した場合、予防接種法に基づく接種とは認められず、予防接種健康被害救済制度や接種証明書の発行の対象とはならない。2回目の接種から3回目の接種まで8か月以上の間隔を確保するよう要請する。

8 照会先

(1)市区町村

接種券の申請及び受取、接種の場所、時期、方法、予約等については、大使館、領事館及び国際機関が所在する市区町村に照会願いたい。

(2)外務省儀典外国公館室

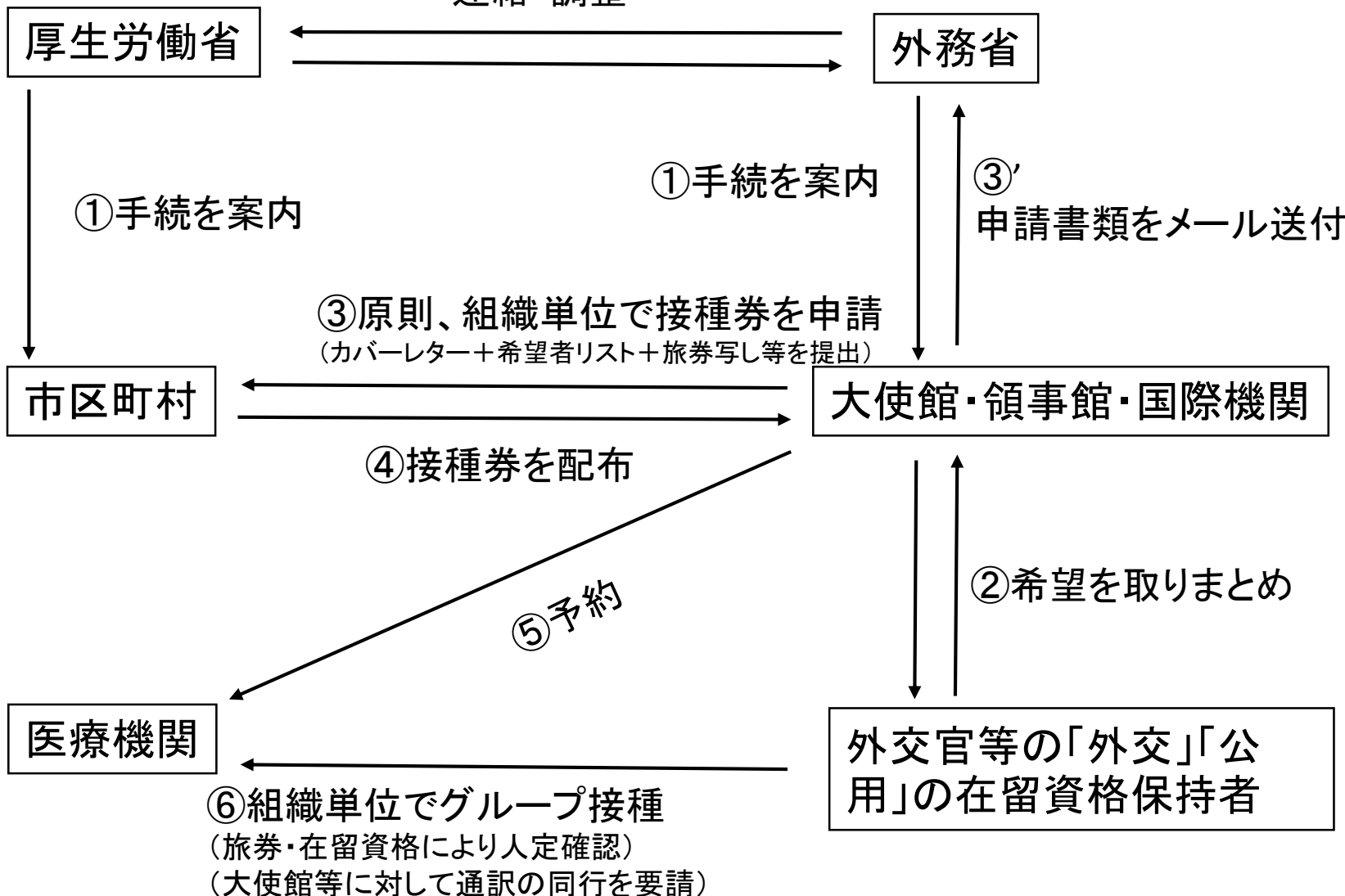
大使館、領事館又は国際機関から市区町村に提出する以下アからウの文書の様式(電子データ)については、外務省儀典外国公館室のワクチン接種に関する問い合わせ専用メールアドレス(dm.vaccine@mofa.go.jp)宛てに送付を依頼願いたい。また、接種券の申請に当たり市区町村に提出した文書(下記イについてはエクセルファイルの電子データ)を同メールアドレス宛てに送付願いたい。

ア 新型コロナウイルス感染症ワクチンの追加接種を希望する者のリスト【別添5】

イ 大使館等から市区町村宛ての接種券(追加接種用)の申請に係るカバーレターひな型【別添4】

ウ 大使館等から市区町村宛ての接種券(追加接種用)の個人申請の時の館員等の身分を通報するカバーレターひな型【別添6】

連絡・調整



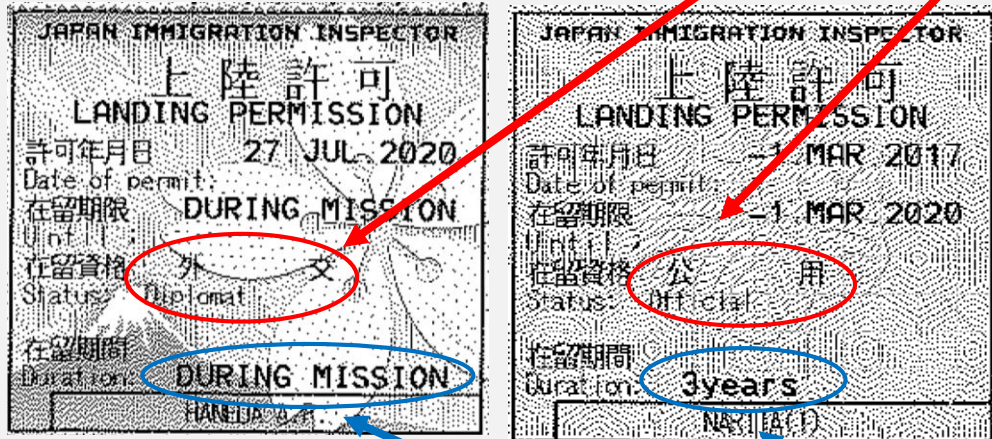
- ①外務省から大使館等に手続を案内。
厚生労働省から自治体に手続を案内。
- ②大使館等が原則として組織単位で接種希望を取りまとめ、リストを作成。
- ③大使館等から市区町村に接種券を申請。各職員の居住地ではなく、原則、各組織の所在地の市区町村に申請
(カバーレター+希望者リスト+旅券写し等を提出)。
申請書類の写しを外務省メールに送付。
- ④市区町村から大使館宛てに接種券を配布。
- ⑤大使館等が医療機関において接種を予約。
- ⑥医療機関で組織単位でグループ接種。
(大使館等に対して通訳の同行を要請)

⑥組織単位でグループ接種
(旅券・在留資格により人定確認)
(大使館等に対して通訳の同行を要請)

外交官等の「外交」「公用」の在留資格保持者

Landing Permission 上陸許可

Status of Residence (在留資格)



Acquisition Permit 在留資格取得許可



Change Permit 在留資格変更許可



Period of Stay (在留期間)

Please fill the gray-marked brackets. This letter is preferable to be made only in Japanese. In any case, the Japanese translation should be accompanied.

大使館等(※)から市区町村宛ての接種券(追加接種用)の申請に係るカバーレター(ひな型)

(Template) Cover Letter from an Embassy to a City Office on Application for Vaccination Coupons
(For the Third Doses)

(※大使館／(総)領事館以外にも国際機関からも区／市役所に直接申請する予定。)

[A(City Name)]区役所／市役所／ 御中

[A(City Name)]City Office

在本邦[B(Country Name)国]大使館／在[C(Location Name)][B(Country Name)国]総領事館は、
[A(City Name)]区／市に対し、別添リストに記載する「外交」及び「公用」の在留資格を有する者
[D(Number of Persons)]名のための新型コロナウイルス感染症ワクチンの接種券(追加接種用)
の発給を申請します。

The Embassy of [B(Country Name)]/Consulate-General of [B(Country Name)] in [C(Location Name)] would like to apply to [A(City Name)] City Office for issuance of coupons for vaccination against novel coronavirus (COVID-19) (For the Third Doses) for [D(Number of Persons)] persons contained in the list attached to this letter, who are the holders of status of residence of “diplomat” and “official”.

大使館／総領事館は、区役所／市役所に対し、接種券を次の住所に送付することを要請します。

The Embassy/Consulate-General wishes to request the City Office to send the coupons to the following address:

郵便番号/Postal Code(seven-digit number)

[Address and addressee of the Embassy/Consulate-General]

別添1:新型コロナウイルス感染症ワクチンの追加接種を希望する者のリスト

Attachment 1: List of the Persons Who Wish to Get the Third Doses of COVID-19 Vaccines

別添2:別添1のリストに記載する者の旅券のページの写し((a)人定事項(氏名、旅券番号、国籍、生年月日、性別等)が記載された見開きページ並びに(b)在留許可及び在留期間が記載された上陸許可、在留資格取得許可又は在留資格変更許可の証印が貼付された見開きページ)

Attachment 2: The copy of the following pages of passports of the persons on the list in Attachment 1((a) the facing two pages containing personal information (name, passport number, nationality, date of birth, sex etc.); and (b) the facing two pages to which the seal of landing permission, acquisition permit or change permit indicating the status of residence and period of stay are attached.)

(公印) (Official stamp)

2021年[]月[]日

[Month][Day],2021

在本邦[B(Country Name)国]大使館／在[C(City Name)][B(Country Name)国]総領事館

The Embassy of [B(Country Name)]/Consulate-General of [B(Country Name)] in [C(Location Name)]

Please fill the gray-marked brackets. This letter is preferable to be made only in Japanese. In any case, the Japanese translation should be accompanied.

大使館等から市区町村宛ての接種券(追加接種用)の個人申請の時の館員等の身分を通報するカバーレターひな型

(Template) Cover Letter of from an Embassy to a City Office Notifying an Applicant for Vaccination Coupon (For the Third Doses) (only in an exceptional case of individual application)

[A(City Name)]区役所／市役所／ 御中

[A(City Name)]City Office

在本邦[B(Country Name)国]大使館／在[C(Location Name)][B(Country Name)国]総領事館は、[A(City Name)]区／市に対し、新型コロナウイルス感染症ワクチンの接種券(追加接種用)の発給の申請のため、別添リストに記載する「外交」又は「公用」の在留資格を有する者を通報します。

The Embassy of [B(Country Name)]/Consulate-General of [B(Country Name)] in [C(Location Name)] would like to notify [A(City Name)] City Office of the person contained in the list attached to this letter, who is the holder of status of residence of “diplomat” or “official”, for the purposes of applying for issuance of a coupon for vaccination against novel coronavirus (COVID-19) (For the Third Doses) by himself/herself.

大使館／総領事館は、区役所／市役所に対し、接種券を次の住所に送付することを要請します。

The Embassy/Consulate-General wishes to request the City Office to send the coupons to the following address:

別添1:新型コロナウイルス感染症ワクチンの追加接種を希望する者のリスト

Attachment 1: List of the Persons Who Wish to Get the Third Doses of COVID-19 Vaccines

別添2:別添1のリストに記載する者の旅券のページの写し((a)人定事項(氏名、旅券番号、国籍、生年月日、性別等)が記載された見開きページ並びに(b)在留許可及び在留期間が記載された上陸許可、在留資格取得許可又は在留資格変更許可の証印が貼付された見開きページ)

Attachment 2: The copy of the following pages of passports of the persons on the list in Attachment 1((a) the facing two pages containing personal information (name, passport number, nationality, date of birth, sex etc.); and (b) the facing two pages to which the seal of landing permission, acquisition permit or change permit indicating the status of residence and period of stay are attached.)

(公印) (Official stamp)

2021年[]月[]日

[Month][Day],2021

在本邦[B(Country Name)国]大使館／在[C(City Name)][B(Country Name)国]総領事館

The Embassy of [B(Country Name)]/Consulate-General of [B(Country Name)] in [C(Location Name)]